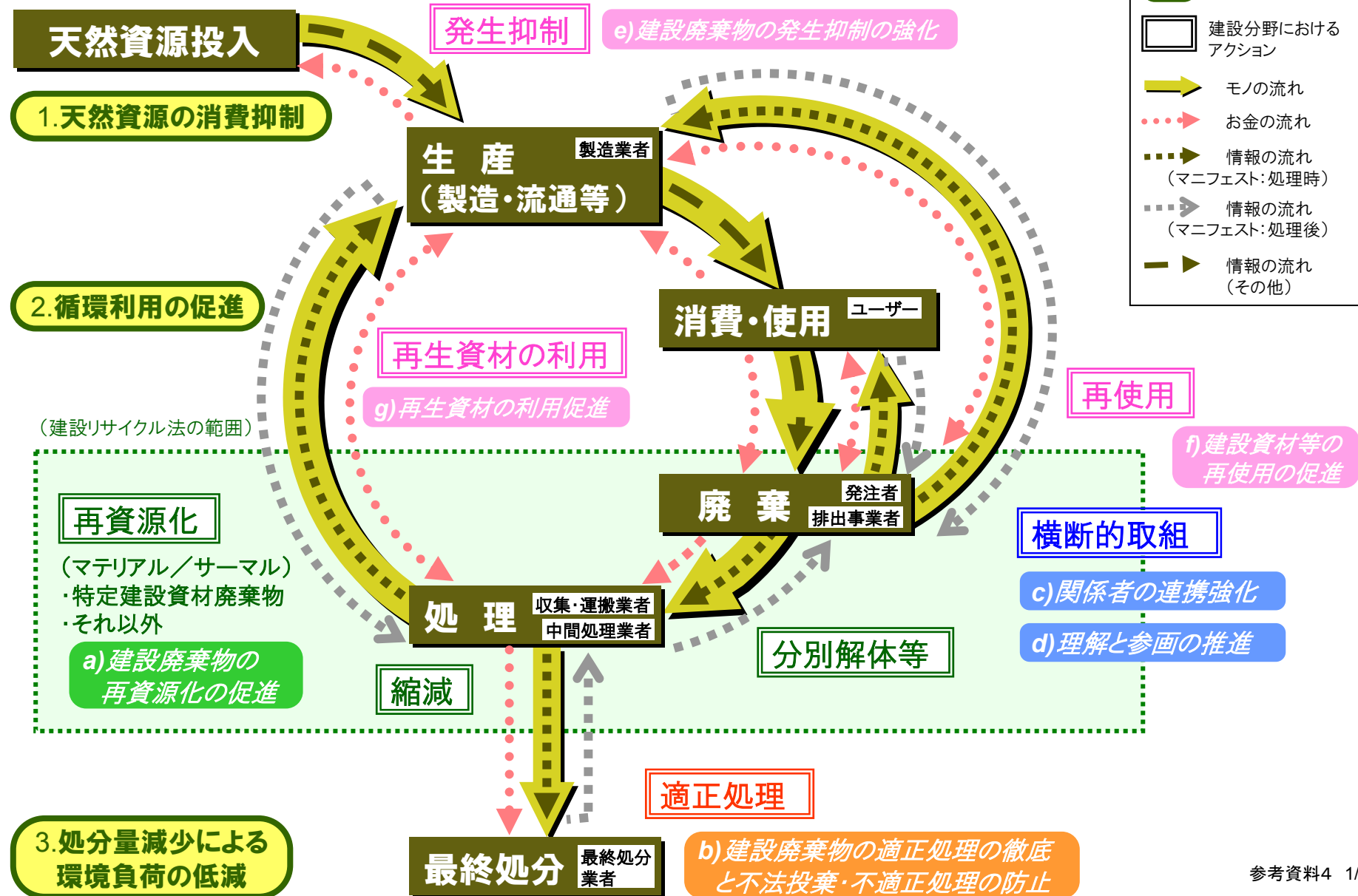


建設リサイクル制度における主な課題(1/4)

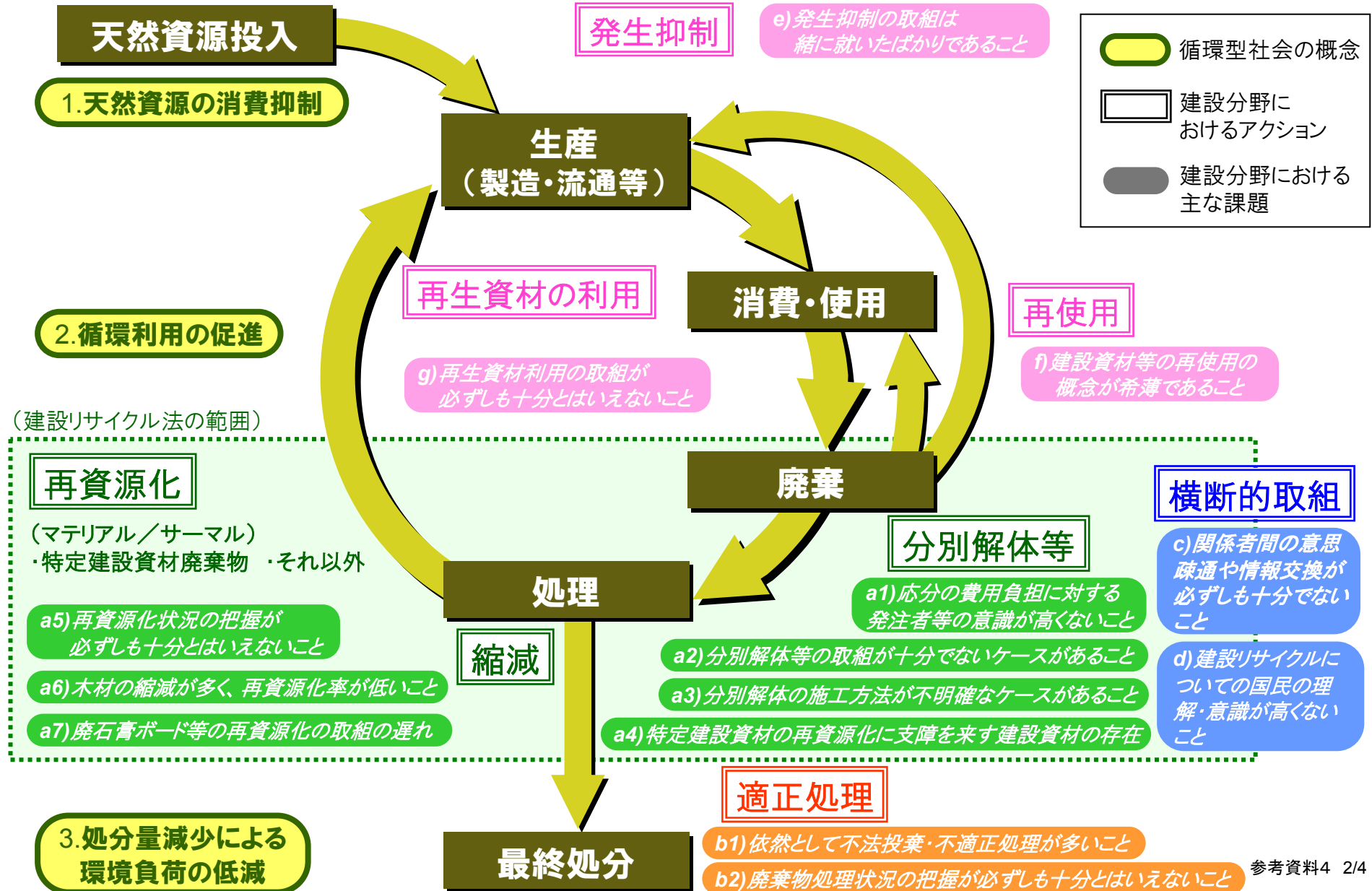
参考資料4

建設分野における循環型社会形成に向けたアクション



建設リサイクル制度における主な課題(2/4)

■建設分野における循環型社会形成に向けた主な課題



建設リサイクル制度における主な課題(3/4)

■建設リサイクル制度に係る課題と論点について

リサイクル促進	商業施設等	項目	着目する観点	建設リサイクル制度における課題	(a)建設廃棄物の再資源化の促進							(b)建設廃棄物の適正処理の徹底と不法投棄・不適正処理の防止		(c~f)関係者の意識向上等と循環型社会形成の推進					
					a1)応分の費用負担に対する発注者等の意識が高くないこと	a2)分別解体等の取組が十分でないケースがあること	a3)分別解体の施工方法が不明確なケースがあること	a4)特定建設資材の再資源化に支障を来す建設資材の存在	a5)再資源化状況の把握が必ずしも十分とはいえないこと	a6)木材の縮減が多く、再資源化率が低いこと	a7)廃石膏ボード等の再資源化の取組の遅れ	b1)依然として不法投棄・不適正処理が多いこと	b2)廃棄物処理状況の把握が必ずしも十分とはいえないこと	c)関係者間の意思疎通や情報交換が必ずしも十分でないこと	d)建設リサイクルについての国民の理解・意識が高くないこと	e)発生抑制の取組は緒に就いたばかりであること	f)建設資材等の再使用の概念が希薄であること	g)再生資材利用の取組が必ずしも十分とはいえないこと	
I)3Rの推進に向けた横断的取組																			
○	○	(1)発生抑制、再生資材の利用の推進	①発生抑制の取組の推進 ②再使用・再生資材の利用について	・建設リサイクルの上流段階の取組である発生抑制について、より一層の強化が必要ではないか。 ・建設廃棄物の再使用及び再生資材利用の促進を図るための方策は何か。										○					
○	○	(2)建設廃棄物の流れの「見える化」	①建設廃棄物の流れの「見える化」	・建設廃棄物の一連の流れを「見える化」し、把握するための仕組みが必要ではないか。	△	○			○			○	◎	△	△	○	○		
○	○	(3)建設リサイクル市場の育成	①建設リサイクル市場の育成	・建設リサイクル市場の育成を図るための方策は何か。	○					○				○	○		○		
○	○	(4)分別解体、再資源化に係る情報提供	①分別解体、再資源化に係る情報提供	・分別解体及び再資源化に係る情報提供の充実が必要ではないか。	○	◎			○			○		◎	○				
○	○	(5)建設リサイクル法の周知・啓発の充実	①建設リサイクル法の周知・啓発の充実	・一般市民を含む関係者に対する、建設リサイクル法の周知・啓発の一層の充実が必要ではないか。	◎	◎						○		○	◎				
○	○	(6)建設リサイクルに関する技術開発等の推進	①建設リサイクルに関する技術開発の推進	・建設リサイクルに関する技術開発や、それを誘導するための需要拡大について促進を図るための方策は何か。							○					△	△		
II)建設リサイクルの促進																			
◎	△	(1)分別解体における取組の推進	①対象規模基準にあり方 ②分別解体等に係る施工方法に関する基準 ③分別解体等における廃石膏ボードの特定建設資材からの分別 ④分別解体等における有害物質含有建設資材の取扱い ⑤対象建設工事の事前届出・通知 ⑥解体工事業の登録制度 ⑦分別解体等における工事内容及び費用の明確化	・現行の対象規模基準を引き下げる必要はあるか。 (1)建築物解体 (2)建築物新築 (3)建築物修繕・模様替 (4)その他工作物 ・分別解体等に係る施工方法に関する基準について見直しは必要か。 (1)分別解体等に係る施工方法に関して、ただし書き規定(機械施工等)の適用対象の明確化は必要か。(2)その他 ・分別解体等時における廃石膏ボードの特定建設資材からの分別を義務付ける必要はあるか(特定建設資材の分別確保の観点から)。 ・分別解体等時における有害物質含有建設資材の取扱いを規定する必要があるか(特定建設資材の分別確保の観点から)。 ・事前届出・通知の内容について見直しは必要か。 ・事前届出・通知の手続きについて見直しは必要か。 ・解体工事業登録の登録制度について見直しは必要か。 ・発注者・元請間の説明・契約等に関する規定について見直しは必要か。 ・元請・下請間の告知・契約等に関する規定について見直しは必要か。		◎	◎	◎				△							
◎	◎	(2)再資源化における取組の推進	①特定建設資材の指定品目及び再資源化 ②再資源化等完了後の報告のあり方	・現行の特定建設資材4品目(Co、Co及び鉄、木材、As)の指定を継続するか。 ・特定建設資材に追加することが適当な品目はあるか。 (1)廃石膏ボード (2)建設汚泥 (3)その他 ・行政が再資源化の状況を把握するため、元請業者へ行政への完了報告を義務付ける必要はあるか。		◎			○		◎	△							
△	◎	(3)縮減に関する取組の推進	①木材の縮減のあり方	・木材の再資源化を徹底させるために、縮減規定を見直す必要があるか。							◎								
III)建設廃棄物適正処理の徹底																			
◎	◎	(1)適正処理における取組の推進	①不適正処理が発生するメカニズム ②不適正処理の防止策の実施	・自ら処理と称した不適正処理、無許可業者による処理を防止するための方策は何か。 ・不適正処理を防止するために必要な対策は何か。		△						◎	◎						
○	◎	(2)取締まりにおける取組の推進	①パトロール等の実効性向上 ②現場状況把握の強化 ③行政における情報共有等の連携強化	・建設リサイクル法の実効性を高めるためには、行政によるパトロールの充実が必要ではないか。 ・行政が効率的に分別解体等や再資源化等の状況把握を行うための方策は何か。 ・行政(建設部局・環境部局)における情報共有等の連携強化が必要ではないか。		◎			◎	○		◎	◎						

建設リサイクル制度における主な課題(4/4)

■建設リサイクル制度における論点(案)について

